

4者(高槻市、京都大阪森林管理事務所、高槻市猟友会、本山寺協議会)会議議事メモ

日時:2014年6月9日(月)14時~15時30分 場所:高槻市役所会議室

出席者:高槻市農林課 畑副主幹、野口氏、他1名。環境緑政課 森畑副主幹、他1名

京都大阪森林管理事務所総括森林整備官 安倍氏、他1名

高槻市猟友会支部長 川合氏、吉永氏。

本山寺協議会 百済、田口、小柿、常俊、大塚(記)

議事:平成26年度高槻市内の国有林における有害鳥獣捕獲事業の実施について(案)

<資料>○本山寺山国有林内における「檻」による捕獲事業について

○本山寺山、楊梅山国有林内における「括り罠」による捕獲事業について

○有害鳥獣駆除に係る協定書(案)

前回(2014年3月17日)以降、高槻市猟友会(以下、猟友会)の協力のもと資料(案)がまとまった。この(案)について4者の問題がないか確認をする。

1. 本山寺山国有林内における「檻」による捕獲事業について

(1)実施主体:高槻市及び京都大阪森林管理事務所(以下、森林管理事務所)⇒高槻市はこうした事業の実績がないこと及び今回の趣旨から主体者になることは出来ない。猟友会または本山寺協議会にお願いしたい。

(2)実施体制:檻の所有者<南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会(以下広域協議会)>

★高槻市有害鳥獣対策協議会

(構成:高槻市農業協同組合、JA たかつき実行組合協議会、大阪府森林組合、大阪府北部農業共済組合、高槻市農業委員会、高槻市リン業推進協議会、大阪府、高槻市、大阪府猟友会高槻支部)

(25~27年度 有害鳥獣捕獲の目標60頭/年)

実際は高槻市。

檻の借受者:<広域協議会より本山寺協議会が借り受ける>

檻の設置 :<高槻市からの受託で猟友会が設置する>

檻の見廻り・餌やり(捕獲の報告を含む)<高槻市からの受託で本山寺協議会が行う>

止め刺し、焼却場持ち込み(市の立ち会い)、埋設等:<高槻市からの受託で猟友会が行う>

(3)実施時期:檻の設置期間:<通年>

駆除期間:<要相談>

(4)手続き :森林管理事務所と実施主体者の間で有害鳥獣駆除に関する協定(別紙)を予め締結する。

★文面未定

実施に当たっても、実施主体者から森林管理事務所に入林届(別紙)を提出する。

主な質疑・意見交換

質疑	応答
事業主体について高槻市は不可である。	猟友会または本山寺協議会で検討する。 国有林「高槻市、もしくは南丹~連絡協議会では？」 市「当市では前例ない。連絡協議会も年2回程度の開催、この件だけで開催不可。」 「本山寺協議会が主体だとしても、檻には猟友会の鑑札がつき、本山寺協議会の名は出ない。」
檻の設置場所は？	国有林とする。ただし、本山寺境内内、および隣接部は不可。 捕獲後の運搬などを考慮し車が入れる林道の傍。 獣道、フィールドサインのある場所、フラットな場所等を見て猟友会指導で決める。
檻の見廻り・餌やり(捕獲の報告を含む)	猟友会では3~4日毎にしている。 餌(糠)を蒔く位置には基本がある。(檻の中+撒き餌)また、餌は腐っても構わない、臭いがきついほど良い。

	人が檻に触れては臭いがつくのでダメ、遠くから入口の扉が下りているか見えるのがベスト。(扉に白いテープなど印をつける)
檻の表示は？	高槻市で使用しているものに準じる。(定められた書式の鑑札)

## 2. 本山寺山、楊梅山国有林内における「括り罠」による捕獲事業について

(1)実施主体:森林管理事務所。

(2)実施体制:括り罠の所有者<森林管理事務所>

括り罠檻の設置<森林管理事務所の臨時雇用として猟友会が設置する>

括り罠檻の見廻り(捕獲の報告を含む)<森林管理事務所?及び本山寺協議会が行う>

止め刺し、焼却場持ち込み 埋設等:<森林管理事務所からの受託で猟友会が行う>

(3)実施時期:括り罠檻の設置期間:<H26年11月15日~H27年3月15日>(案)

駆除期間:<H26年11月15日~H27年3月15日>(案)

(4)手続き :森林管理事務所が高槻市有害鳥獣対策協議会等へ加入する。

実施に当たっては森林管理事務所から高槻市へ鳥獣捕獲等許可申請書を提出する。

主な質疑・意見交換

質疑	応答
罠の設置場所は？	檻に基本は同じも市民が入って罠にはまらないようにする。罠の10m四方にロープを張り、立ち入り禁止看板設置する。
罠の見廻り(捕獲の報告を含む)	檻に基本は同じ。罠が外れている場合も掛け直すため報告要す。
罠の数は？	20か所は用意できる。(京都で実施している例で20カ所)
檻の表示は？	檻に基本は同じ。

全般についての質疑・意見交換

質疑	応答
シカ捕獲による効果把握を要す、モニタリングの手法は？	実施していない。(森林総研の高橋裕史さんに相談中。箕面ではWMO委託でカメラトラップ、糞塊法予定。)
楊梅山での捕獲については？	楊梅山で実施可否を検討してもらう。
檻と罠の捕獲単価が違うのか？	成獣8000円、幼獣1000円が高槻市の単価である。(従来の駆除予算ではなく、高槻市鳥獣被害対策計画として) 森林管理事務所はこの時点では不明。(参考:予算から逆算し捕獲棟薄うが決まる)
捕獲申請についても統一を要すが？	写真等で♂♀、星獣幼獣の識別ができるようにする。 書式などは特に決まらなかった。
猟友会では寺西氏が檻7基を持っており、有効活用してほしい。	檻の仕様、設置範囲を見てから利用を検討しよう。体制、当地の地勢からも一度に7基かけられない、様子見て順々に。
設置場所は誰が決める、関係者に徹底するののか？	猟友会指導のもと、4者で現地確認し、地図に記録することになる。
今回の事業について従業者(ボランティアを含め)の保険は？	事故への備えとして保険を要す。(どこの費用で誰が手続きをするかを決める)
ボランティアへの実費支援を予算化されたい。(交通費等)	臨時雇用等と工夫して検討する。(森林管理事務所の回答)

その他

クマ情報(5月5日茨木市上音羽、その後北摂霊園に出没)は、情報が伝わっていないようで、3者からは特になかった。

今後の進め方

本山寺協議会としては

1. 檻の捕獲事業について実施主体となるのか、猟友会になってもらうのか検討を要す。

2. 設置場所について、現地確認が何時出来るのか?日程候補を決める。
3. 見廻り頻度、担当、など(設置場所を決めてから)基本2名一組
4. 保険
5. モニタリング
6. その他

これらを次回打合せ時(6月19日(木)19時~城内公民館)で検討することにした。

#### 覚え書き

- ・協議会の檻ワナでの捕獲は、府の計画には記載されている森林生態系被害の記述のない「高槻市鳥獣被害防止計画」の枠組みの中で実施するため、その目的「原地域の農林業被害の軽減」を拡大解釈して実施するもの。
- ・国有林事業として実施する括り罠による駆除は「森林被害の軽減」が目的。前例として大台ヶ原、今年度開始の箕面での駆除目的が森林生態系被害であるのと同じ流れ、といってよい?
- ・寺西さんの7基による駆除は「高槻市鳥獣被害防止計画」の枠組みの中で実施するのかどうか不明。